入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 8 年 1 月 20 日

分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長　山口　孝

１　事業概要

(1) 事 業 名　別紙内訳書のとおり

(2) 作業場所　別紙内訳書のとおり

(3) 事業内容　別紙内訳書のとおり

(4) 事業期間　別紙内訳書のとおり

(5) 本事業は、提出された競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「申請書及び技術提案書」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用事業である。

(6) 本事業は、令和 7 年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。詳細は入札説明書による。

(7) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

(8) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。
　なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

２　競争参加資格要件等

本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 07･08･09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」）及び「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和 7 年 1 月 31 日）によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」という。）が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）を有している者であること。

なお、この事業の等級は、Ａ等級である。

（参考） 生産の等級区分（資格：物品の製造（その他））

等　級	競争参加者（数値）
Ａ	７０点以上
Ｂ	５０点以上７０点未満
Ｃ	３５点以上５０点未満
Ｄ	３５点未満

(3) 共同事業体にあっては、次の全ての要件を満たすものであること。

① 協定書に基づき結成された共同事業体であること。

② 競争制限とはならない共同事業体であること。

③ 構成員の全てが、全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」及び「役務の提供等（その他）」の資格を有すること。

④ 共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。

⑤ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級とすること。

（代表者が認定事業主である場合においても(2)に定める等級であること。）

(4) 令和 07･08･09 年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。

（共同事業体にあっては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。）

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日）9(2)に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。

(6) 平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）がある者とする。

なお、同種の事業とは、立木の伐採及び木材の搬出（立木の伐採のみの事業は含まない。）とする。

ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（入札公告日の属する年度含まない））に対象等級と同規模の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）がある者とする。

また、入札公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとする者の 2 年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。

(7) 配置を予定する技術者にあっては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格のいずれか（次に掲げる①から⑩まで）を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり

① 技術士（林業、森林土木、林産）
② 林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価）
③ グリーンマイスター（基幹林業技能士）
④ グリーンワーカー（林業技能作業士）
⑤ ニューグリーンマイスター(基幹林業作業士)
⑥ フォレストマネージャー
⑦ フォレストリーダー
⑧ フォレストワーカー（林業作業士）
⑨ 青年林業士
⑩ 1 級林業技能士又は 2 級林業技能士

なお、上記の資格を有しない場合、平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（①現場代理人として経験した事業、②現場代理人以外で経験した事業。）に基づくこと。）に 3 年以上従事している者であること。

(8) 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置できること。

① チェンソーを使用する作業

ア 改正前労働安全衛生規則第 36 条第 8 号特別教育の修了者については、伐木等の業務（基発第 0214 第 9 号第 2 の 1 特別教育（補講））を受講済者であること。

イ 改正後労働安全衛生規則第 36 条第 8 号修了者であること。

② 車両系建設機械運転技能講習又は不整地運搬車技能講習の修了者、伐木等の機械の運転業務に関する特別教育、走行集材機械の運転業務に関する特別教育、簡易架線集材装置等の運転業務に関する特別教育、地山掘削作業主任者、はい作業主任者、架線作業を行う場合は林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転の業務に関する特別教育の受講済者のうち、従事予定者のいずれかが有していること。

(9) 以下に定める届出をしている事業者であること。（届出の義務がない者は除く。）

・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(10) 申請書及び技術提案書の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 上記 1 に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

なお、本事業に係る条件調査等の受託者は「一般社団法人　日本森林林業振興会　青森支部」である。

(12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(13) 当該事業に係る申請書及び技術提案書が適正であること。

その記載内容が適正でない場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(14) 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(15) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(16) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。(規範の内容に相当する既存の取組を含む。)

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。

（ https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html ）

(17) 当該事業は素材検知を含んでいるため、素材の検知業務に関する２年以上の経験を有し、素材検知業務の実績がある者を雇用していること。ただし、現場代理人と検知業務の実績がある者は兼務することができるものとする。

３　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び技術提案書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

共同事業体についても同様に申請書及び技術提案書を提出するほか、協定書を提出し確認を受けるものとする。

(2) 申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和 8 年 1 月 21 日（水）の午前 9 時 00 分から令和 8 年 2 月 3 日（火）の午後 5 時 00 分まで。

なお、承諾を得て紙入札による場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時 00 分までを除く。）。

② 提出場所

〒020-0061　岩手県盛岡市北山 2 丁目 2 番 40 号

盛岡森林管理署　総務グループ

電話：019-663-8001

③ 提出方法

電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、申請書及び技術提案書は②の場所に２部提出すること。詳細は入札説明書によるものとする。

(3) 申請書及び技術提案書は入札説明書により作成すること。

(4) 上記３(2)①に規定する期限までに申請書及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

(5) 本公告に係る提出様式は、東北森林管理局ホームページに掲載しているので、ダウンロードのうえ作成、提出すること。

ホーム ＞ 公売・入札情報 ＞ 各種要領及びマニュアル ＞ 生産事業請負様式類

（ https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/seisanjigyou_youshiki.html ）

４ 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

① 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

② 技術提案と資料で示された実績等により標準型においては最大 92 点、簡易型においては最大 78 点の加算点を付与する。

③ 得られた「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

標準型における項目

① 事業計画

標準型及び簡易型における項目

② 企業の事業実績

③ 配置予定技術者等の能力に関する事項

④ 地域貢献に関する事項

⑤ 企業の信頼性

⑥ 賃上げの実施を表明した企業等に関する事項

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値{評価値＝(標準点＋加算点)÷入札価格}を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

イ　評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

② 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

④ 上記②の調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

５　入札手続等

(1) 担当部署

〒020-0061　岩手県盛岡市北山2丁目2番40号
盛岡森林管理署　総務グループ
電話：019-663-8001

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月27日（金）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）。

② 交付場所

〒020-0061　岩手県盛岡市北山2丁目2番40号
盛岡森林管理署　総務グループ
電話：019-663-8001

③ 交付方法

入札説明資料については、電子調達システムからダウンロードすること。紙入札方式により入札に参加する場合は、上記①及び②において入札説明資料の交付を受けなければならない。

なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので、上記②に申し出ること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により参加することができる。

① 電子調達により参加する場合

令和 8 年 2 月 26 日（木）午前 9 時 00 分から

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 10 時 00 分まで

② 紙入札により入札する場合

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 9 時 45 分から午前 10 時 00 分まで。

なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時 00 分までに必着とする。入札書の日付は令和 8 年 2 月 27 日とする。

③ 入札及び開札の日時

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 10 時 00 分

④ 入札及び開札場所

〒020-0061　岩手県盛岡市北山 2 丁目 2 番 40 号

盛岡森林管理署　会議室

⑤ 入札書の提出方法

入札は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、所定の様式（入札説明書に定める）による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送、その他の方法による入札は認めない。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

⑥ 紙入札により入札する場合は、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。

６　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除。

② 契約保証金　免除。（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする）

(3) 素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書の提出

第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式（入札説明書に定める）により提出する。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 配置予定技術者（現場代理人）の確認

配置予定技術者が種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記５(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３(1)により申請書及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。

本公告に係る事業請負契約における契約約款は、以下からダウンロードすること。

国有林野事業製品生産事業請負契約約款
（ https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html ）

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html)

別紙内訳書

入 札 物 件 一 覧 表

入札番号	等級	事　業　名	作 業 場 所	事 業 内 容	請負予定数量(m3)	履 行 期 限	そ の 他
第1号	A	森林環境保全整備事業 （金沢山地区）	岩手県岩手郡岩手町川口字金沢山国有林1012林班い小班外	保育間伐活用型	6,000	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
				検知	6,000		
計					6,000		